令和６年度　いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立崇広小学校

１　いじめの防止等の対策の基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条より）

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、以下のようないじめの基本認識を全教職員で共有する。そして、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に取り組む。

①いじめはどの子どもにもどの学校（どの学級）でも起こり得るものである。
②いじめは人権侵害（幸せに生きる権利を侵す）であり、人として決して許される行為ではない。
③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより 生命、身体に重大な危険が生じる。
⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する（犯罪行為につながる）。
⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。（いじめではいじめの傍観者もまた、いじめを許している立場である）

（H29．８改訂　兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より、（　）内は本校で加筆）

２　学校の取組方針及びその内容

（１）いじめの防止等の対策のための組織について

①　いじめ対応チームの設置

校長、教頭、生活指導担当者、養護教諭、特別支援教育担当、低・中・高学団代表各１名からなる「いじめ対応チーム」（生活指導委員会が兼ねる）を設置し、定期的な会議のほか必要に応じて会議を開催する。場合によって、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室相談員など）を含める。

いじめ対応チームが中心となり、月に一度、職員会議において、気になる児童（欠席の多い児童を含む）の理解やいじめに係る事案の指導方針や指導経過などについて情報交換を行い、学校全体でいじめ対応に関する共通理解を図る。

いじめに係る事案があった場合、いじめ対応チームは、学級担任、地区児童会担当者、前学級担任などを含め、より機動的・効果的で迅速に対応しやすい「対策チーム」を編成し指導にあたる。

②　いじめ対応チームの役割

ア）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
イ）いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての対応
ウ）いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
エ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
オ）いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応
カ）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
キ）学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
ク）学校いじめ防止基本方針の点検と見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

（「丹波市いじめ防止基本方針」より）

（２）いじめの未然防止のために

児童の自尊感情を育て、人権意識を高め、好ましい人間関係を培い、いじめを許さない土壌づくりに学校全体で組織的に取り組む。また、未然防止の取組を定期的に点検・検証し、ＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続する。

①　児童会が中心となり全校で取り組む「あいさつ運動」などを通じて、児童相互や児童・教師間の円滑なコミュニケーションや笑顔・元気が溢れる学校づくりを推進する。
②　学級や学校の中で活躍できたと自覚できる場の設定に努め、児童の個性や努力を全教師で評価し、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を育てる。
③　児童が「わかった」「できた」と実感できる、分かりやすい授業づくりを進め、「確かな学力」の定着を図る。
④　人権教育、道徳教育を充実させ、正しい判断が行動に結び付くように意識を高める。特に 11 月の「丹波市いじめ・暴力ゼロ市民運動強化月間」には、主体的な児童会活動等を通じて、いじめを許さない意識を高める。
⑤　いじめ防止に向けた児童アンケート調査を毎学期実施し、児童も教師もいじめを許さない意識

を高めるとともに、把握した情報を基に相談や面談を通じて未然防止、早期発見・早期対応に努める。

⑥　全校児童を全教職員で指導するという意識を共有し、児童一人一人の良さや課題等の情報を相互にタイムリーに交換し合い、児童理解の深化を図る。

⑦　メールやインターネットを使ったいじめが低年齢化している状況を自覚し、情報モラルに関する指導を充実する。

⑧　体験的な学習を積極的に行うなど、いろいろな人とのコミュニケーションの能力や社会性を養う事を重視し、「豊かな心」を育成する。

⑨　児童の学校での活躍や頑張りの様子等を家庭に知らせるなど、保護者との信頼関係を築き、家庭と連携して児童の自己有用感を高める等の取組を進める。

⑩　学校経営方針や学校いじめ防止基本方針をはじめ、いじめのない学校づくりの取組について、保護者や地域に対して啓発を行い、連携強化を図る。

（３）いじめの早期発見のために

いじめは大人が気づきにくいところで顕在化する。教職員一人一人がいじめを認知する能力を高めるとともに、多方面からの情報収集に努め、いじめの早期発見・早期対応、早期解決に努める。

①　児童や保護者と教職員の間に信頼関係を築き、相談しやすい環境を作る。

②　専科教員、養護教諭、地区担当教員、事務職員等と学級担任とが児童に関わる情報を広く交流・共有することを心掛ける。

③　児童の休み時間の過ごし方、保健室の利用、授業に対する姿勢、家庭学習の様子や忘れ物、持ち物、服装、日記の内容など児童理解の場面を広げ、児童の小さな変化に敏感に気づき見逃さないようにする。

④　いじめ実態調査アンケート、個人面談などを通じて、定期的に児童の実態を把握するとともに、児童のいじめを許さない意識を高める。

⑤　保護者との連絡方法を確立し、適宜、児童の様子や変化に対して情報交換できるようにする。

・欠席がある場合は必ず電話をかけて、理由や様子を確認する。

・欠席が３日続いた場合は家庭訪問を行い、児童の様子を実際に確認する。

（４）いじめに対する措置のために

いじめ（または、いじめの疑い）が認知された場合、管理職や関係職員への報告、組織的な対応、プライバシーの保護、被害者や通報者の安全等に細心の注意を払いながら、いじめの実態を把握し解決に取り組む。

①　「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ」（別添１）を作成し、全教職員で共通理解しておく。

②　いじめの実態を把握する。

・被害児童に対しては事実を確認するとともに、心のケアに努め、児童を守る。その保護者に対しては電話連絡や面談等を行い事実関係や指導方針を説明し、今後の対応について共通理解を図る。

・加害児童に対しては事実を確認するとともに、被害児童の傷ついた気持ち等を認識させ、十分な反省を促すよう指導する。その保護者に対しては電話連絡や面談等を行い事実関係や指導方針を説明し、今後の対応について共通理解を図る。

・周囲の児童に対しては起こったいじめ問題を自分の問題として捉え、「いじめは人として絶対に許さない」という意識を高め行動できるよう指導する。

③　いじめの背景、いじめ事象の経緯、指導の経過、児童の変化、指導に携わった職員などを記録に残し、関係者の理解と納得の中で、いじめ解決の取組を進められるようにする。また、重大な事態、解決困難な状況に至った場合の資料や、指導方針や方法の検証に役立てるようにする。

④　いじめの解消（鎮静化）の後も、引き続き経過観察を行い、被害児童の保護者に対し経過等を報告し、継続的な指導や再発防止に努める。
⑤　いじめが起こった（認知した）場合は、市教育委員会（学校いじめゼロ支援チーム）へ適宜経過等の報告を行う。

（５）重大事態への対処のために

①　重大事態の定義

Ⅰ　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
Ⅱ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること（年間 30 日を目安とする。または一定期間連続して欠席している場合）を余儀なくされている疑いがあると認めるとき
ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。
（丹波市いじめ基本方針　令和４年４月改訂より）

②　重大事態への対処

ア　いじめが発生した旨を、市教育委員会を通し市長に速やかに報告する。
イ　市教育委員会が重大事態と判断し、調査主体を決定する。
ウ　市教育委員会の判断を受けて、当該事案に対処する組織を設置する。
エ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
オ　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
カ　調査結果を市教育委員会を通じ市長に報告する。

（６）家庭・地域・関係機関等との連携のために

①　いじめのない学校や社会の実現は、学校・家庭・地域の共通の目標であることを確認し、いじめそのものをなくすことを共通理解し、信頼・協力関係を築く。
②　特に学校が、保護者と気軽に情報交流や相談しやすい関係づくりを進めるために、日頃の連絡や学級の様子の発信、懇談内容の工夫等を行う。
③　民生委員・児童委員、登下校の見守り隊、アフタースクール、地域の防犯組織、自治協議会、子ども会、スポーツ少年団などの活動において、いじめやいじめの疑いがある言動が見られた場合、学校に連絡が入るように日頃からの信頼関係づくり・連携体制づくりに努める。

（７）資料の保管

①　いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
②　回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから５年間、

学校が保管する。

③　いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから１０年間、学校が保管する。

④　保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

別添１　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
別添２　いじめ重大事態対応流れ図
別添３　いじめ防止年間指導計画